

平成27年第12回玉名市農業委員会総会議事録

平成27年10月5日（月）午後2時 玉名市役所4階 会議室
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	清田 順次	4番	西畠めぐみ
5番	赤松 繁之	6番	横手 良弘	7番	井上 清晴	8番	松本 恒幸
9番	荒木 享二	10番	竹下 宏介	11番	浦谷 幸司	12番	志水 武保
13番	森川 正志	14番	下川 安	15番	平野 忠臣	16番	野澤 博幸
17番	高根 政明	18番	取本 一則	19番	中嶋 昭二	20番	斎藤 潔公
21番	田上 一	22番	小山久仁江	23番	中島 浩輔	24番	徳井 勝美
25番	田上 敏正	26番	高田 優子	27番	寺井 廣喜	28番	宇佐 勝則
29番	今上 公男	30番	平本 博	31番	永田 眞一	32番	出口 京子
33番	井本 義和	34番	尾池 秀實	35番	中村 亘	36番	丸山 陽治
37番	堀田 昌子	38番	村端 一弘				

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

0名

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 福田 高広 次長 二階堂正一郎
係長 上村 健也 参事 西山 美和 主査 田川 由香 主事 野村 由香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第62号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）
第63号 農地の賃借権設定許可申請について（3条許可分）
第64号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）
第65号 農地の転用許可申請について（4条許可分）
第66号 農地の転用許可申請について（5条許可分）
第67号 農用地利用集積計画の決定について
第68号 農用地利用配分計画案の意見決定について

報 告

第22号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第23号 農地の形状変更届について
第24号 許可不要転用届について

1. 開 会

○事務局長（福田高広君） それでは改めましてこんにちは。定刻となりましたので、ただいまから開会いたします。

現在、委員38名中、本日は全員の御出席でございます。

したがいまして玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会議は成立しておりますので、ただいまから平成27年第12回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（福田高広君） 永田会長から御挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いして、進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 皆さんこんにちは。皆さん大変お忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、今回玉名市議会より推薦を受け、新たに市長より選任されました3名の農業委員の方を紹介させていただきます。まず岱明町の小山久仁江さん。

○22番（小山久仁江君） 皆さまこんにちは。岱明町の小山久仁江と申します。最初に8月に農業委員をというお話がありまして、私ほとんど農業の経験がなかったから、とんでもないということであつとお断りしてホッとしてたら、9月の半ばぐらいにまた話があつてほかの方にもあつたけど、どうしても駄目だったからということで引き受けました。本当に何も分からないんですけど、引き受けたからにはこれを機会にいろいろ勉強させていただこうと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

○会長（永田知博君） どうもありがとうございました。それから横島町の高田優子さん。

○26番（高田優子君） こんにちは。私も小山さんと同様ですね。農業にも携わっておりませんが、一応、勤め先が農業の方と30年間ほどお付き合いをさせていただいておりますので、いろいろと耳には挟むことが多いことがありました。ですけども、この農業委員さんということもよく分からないんですね、受けてしまいましたけども。私なりに頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長（永田知博君） どうもありがとうございました。次に天水町の出口京子さん。

○32番（出口京子君） 天水の出口京子と申します。よろしく願いいたします。私も前の方と同様、農業はしておりませんが、農業団体の職場に30数年勤めてま

いりましたのでお断りをしたものの、何しろどうにかと言われて今回この責になりました。何しろ分かりませんが、一生懸命皆さんとお勉強したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○会長（永田知博君） どうもありがとうございました。ただいま自己紹介していただきました、3名の新しい農業委員さんです。これからどうぞよろしくお願いいたします。

次に一部議席の変更がありますので、これより玉名市農業委員会会議規則第7条の規定に基づき、議長において指定いたします委員の議席と氏名を事務局より朗読していただきます。

○事務局長（福田高広君） それでは命によりまして、議席の番号と御指名を朗読いたします。なお敬称は省略させていただきます。

1番、永田知博、2番、鶴田克士、3番、清田順次、4番、西畠めぐみ、5番、赤松繁之、6番、横手良弘、7番、井上清晴、8番、松本恒幸、9番、荒木享二、10番、竹下宏介、11番、浦谷幸司、12番、志水武保、13番、森川正志、14番、下川 安、15番、平野忠臣、16番、野澤博幸、17番、高根政明、18番、取本一則、19番、中嶋昭二、20番、斎藤潔公、21番、田上 一、22番、小山久仁江、23番、中島浩輔、24番、徳井勝美、25番、田上敏正、26番、高田優子、27番、寺井廣喜、28番、宇佐勝則、29番、今上公男、30番、平本博、31番、永田眞一、32番、出口京子、33番、井本義和、34番、尾池秀實、35番、中村 亘、36番、丸山陽治、37番、堀田昌子、38番、村端一弘。

以上のおりでございます。

○会長（永田知博君） ただいま朗読していただきましたとおり指定いたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○会長（永田知博君） それでは早速ではありますが、議事に入りたいと思います。本日の議案は議第62号より議第68号までの144件と、報告第22号から報告第24号までの59件が提案されています。慎重なる御審議方よろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は9番、荒木委員と、10番、竹下委員にお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） 議第62号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 1 ページをお願いします。議第62号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、岱明町と大浜町の申請人で、申請物件が岱明町の田1,765㎡を労力不足と経営拡張による売買で、議第63号1番、2番と関連がございます。

2 番、河崎と山部田の申請人で、申請物件が両迫間の田979㎡を労力不足と経営拡張による売買です。

3 番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑40㎡を子へ贈与するものです。

4 番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑1,100㎡ほか13筆、計14,295㎡を子へ贈与するものです。

5 番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑508㎡ほか3筆、計3,326㎡を子へ贈与するものです。

6 番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,688㎡ほか22筆、計26,425㎡を子へ贈与するものです。

以上、6件合計46,830㎡を御提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術また地域との関係を見ても問題ないこと、また下限面積要件も満たしていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） 説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。なお6番については、申請人が農業委員の配偶者及び同居の親族となっております。議事参与の制限がありますので、まず1番から5番まで審議をし、その後に6番を審議します。

1 番、松本委員どうぞ。

○8番（松本恒幸君） 1番、松本です。1番の案件に対して説明いたします。譲受人は36歳で新規就農をされる方であります。それで今回経営面積としては485㎡ですけれども、先ほど説明がありましたように議案63号の1と2番と関連いたしまして、それを合わせると下限面積をクリアするということとなります。本人もこれから農業に向かって将来は法人化したいという心意気でおりますので、どうか御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

2 番、野澤委員どうぞ。

(雑談あり)

- 14番(下川 安君) 14番の下川です。私のほうから2番について説明します。
譲受人は経営拡張ということで下限面積もクリアしており、意欲的に農作業をする
ということですので、問題ないかと思えます。
以上です。
- 議長(永田知博君) どうもありがとうございました。3番、4番は同一委員でござ
いますので、徳井委員続けてお願いします。
- 24番(徳井勝美君) 24番、徳井です。譲渡人と譲受人は親子関係で子への贈与
ということで、下限面積も満たされており許可相当と思えます。
4番についても親子関係で子への贈与ということで、何ら問題はないと思えます。
よろしくお願いします。
以上です。
- 議長(永田知博君) どうもありがとうございました。
5番、村端委員どうぞ。
- 38番(村端一弘君) 38番、村端です。譲渡人が親の下田修二さん、譲受人が子
供の下田傑さんです。畑面積が3,326㎡、家族経営ということで子供さんへの
贈与ということで、何ら支障はないと思われます。
以上です。
- 議長(永田知博君) ありがとうございます。村端さん、失礼しました。
担当委員さんの説明が終わりました。御意見・御質問はございませんでしょうか。
- 18番(取本一則君) 1番ですけど、さっき地元委員さんは新規就農ということで
そうじゃないかなって。今経営面積が485㎡しかないわけですので、次の議案の
63号の1番、2番からすると、5,500㎡ぐらいちょっとオーバーして要件を
満たすということですが、稼働人員も1名ということでここに書いてあり
ますけど、5反、これが農業委員会を通過すれば5反の面積になるわけですので、
稼働面積が一人とあとは農業用機械とかは、この5反をどういう計画で今後される
予定で、将来は法人化にしたいというような考えを持っておられるということでご
ざいますけど、稼働人員が一人とか農業機械とかそういう農業の将来というか、今
年度か来年度には、そこらあたりの計画が当然立った状態でのこの所有権移転とま
た賃貸借の要件が上がってきていると思うんですけど、そこらあたりをちょっと伺
いたいと思えます。稼働人員が一人だったもんですから、これは一人で5反。
- 8番(松本恒幸君) 確かに御質疑のとおり農業用機械とかは、トラックはあります
けども、トラクター、いろんなものの機械はですね、この人にとって大浜の方であ
りまして、親戚が相当おられます。そこあたりのトラクター、そのほかの農作業

機械は、さしより借りてするちゅうことで了解はもろうとるです。ということで心配ならん。いつかは自分の機械を持ちたいと。しかしまだ今から新規して、金もまだ相当かかる予定だから一遍には揃えこなさんけん、親類から借りてするということで親戚のほうと話はついとるようですね。さしより頑張ってみるということでした。

○18番（取本一則君） はい、そこあたり機械は親戚から借りて、労力も親戚あたりが手伝ってやれるのかなとは思ったんですけど。若手がそうやって出てくるということはすごいよかこつだけんですね。頑張ってもらいたい。

○8番（松本恒幸君） だけんいいんじゃないですか。同年代ぐらいのいとも相当おりますので。

○18番（取本一則君） 以上です。分かりました。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。初回の面接するときですね、やっぱりトラクターはしゃりむり買わないかんもんということは、申し添えておきましたので、よろしく願いしておきます。ほかに御質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問がないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について2番から5番については、原案どおり、1番については議第63号の1番、2番が許可されれば下限面積を満たしますので、議第62号の1番、2番の許可と同時に許可をすることに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。63号の1番、2番が許可されれば下限面積を満たしていますので、議第62号1番、2番の許可と同時に許可することに決定いたしました。

それでは議第62号の2番から5番についてはただいま申し上げましたとおり、許可することに決定しました。1番については議第63号1番、2番が許可となれば同時に許可することに決定いたします。

引き続きまして6番の審議に移りますが、申請人が農業委員の配偶者及び同居の親族となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、委員の退席をお願いいたします。

（委員退席）

それでは6番につきまして、中村委員、説明をお願いいたします。

○35番（中村 亘君） 35番、中村です。6番の案件について説明いたします。申請人は天水町でありまして、物件は畑でございます。これは経営移譲ということで

子供への贈与でございまして、何ら問題はなく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。ただいま担当委員の説明が終わりました。御質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御質問もないようでございますので、採決に移ります。

農地法第3条農地の所有権移転許可申請について6番を原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第62号6番については許可することに決定いたします。

次に議第63号農地法第3条農地の賃借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局長（福田高広君） 4ページをお願いします。議第63号、農地の賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、岱明町と大浜町の申請人で、申請物件が岱明町の畑2,323㎡を、労力不足と経営拡張により平成27年10月5日から5年間契約するもので、先の議第62号1番及び次の2番と関連がございます。

2番、岱明町と大浜町の申請人で、申請物件が岱明町の田932㎡を、労力不足と経営拡張により平成27年10月5日から5年間契約するもので、先の議第62号1番と前の1番と関連がございます。

以上2件、合計3,255㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2号各号の禁止規定から申請内容を審査しました。取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、また地域との関係を見ても問題ないこと。下限面積要件も超えていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案いたしております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。これは一応松本さんになつとるけど、岱明の。

○8番（松本恒幸君） 8番の松本でございます。先ほど62号の関連でございますけれども、先ほど言いましたように新規就農者でありまして、譲渡人のほうの人は労力不足、譲受人は経営拡張することで将来法人化に向けて安定のほうを目指してい

きたいということでやっております。それと先ほど下限面積が不足ということでしたけども、これを足しますと下限面積をクリアいたしますので、どうか慎重なる御審議のほどをよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。62号の1番と、ただいま説明していただきました63号の1番、2番目についての説明でございます。何か御意見・御質問ございませんか。

○3番（清田順次君） 新規就農というふうなことなんですけど、この作物は何を計画してあるとですか。

○8番（松本恒幸君） 差し当たって野菜を作るそうです。

○3番（清田順次君） 露地野菜ですか。

○8番（松本恒幸君） はい。それと米ですね、粟。

○3番（清田順次君） 分かりました。

○議長（永田知博君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見ないようでございますので、採決に入りたいと思います。農地法第3条、農地の賃借権設定許可申請について。原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第63号については許可することに決定しました。

次に議第64号、農地法第3条、農地の使用賃借権許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 5ページをお願いします。議第64号、農地の使用賃借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の使用賃借権設定許可申請について許可するものとする。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、福岡市と岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の畑882㎡を、耕作不能と相手方の要望により、平成27年10月5日から10年間契約するものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田1,814㎡を、農業者年金受給により平成27年10月5日から10年間契約するものです。

3番、熊本の申請人で、申請物件が天水町の畑5,106㎡を農業者年金受給により、平成27年10月5日から10年間契約するものです。

以上、3件合計7,802㎡を提案申し上げております。農地法第3条第2項各

号の禁止規定から申請内容を審査いたしました。取得後の全ての農地を利用すること。機械、労働力、技術、地域との関係を見ても問題ないこと。下限面積要件を満たしていることから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案申し上げます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員さんの説明をお願いいたします。

1番、徳井さん、徳井委員どうぞ。

○24番（徳井勝美君） 24番、徳井です。貸人は高齢による耕作不能ということで、相手方の要望ということで、下限面積も満たしており機械力もあって、十分許可相当だと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

2番、堀田さんどうぞ。

○37番（堀田昌子君） 37番、堀田です。2番の案件について説明します。使用貸人と使用借人は親子関係です。相続によるもの、農業者年金受給のための貸借ということで許可相当と判断します。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

3番、尾池委員どうぞ。

○34番（尾池秀實君） 34番、尾池です。この案件は親子であり、農業者年金受給のための申請です。息子さんも農業をやっていますので別に問題ないと思います。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。ただいま担当委員さんの説明が終わりました。ここで御質疑お受けいたしますけれども、質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 意見、質問はないようでございますので、採決に移ります。農地法第3条農地の使用貸借権設定許可申請について原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第64号については許可することに決定しました。

次に議第65号、農地法第4条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 議第65号、農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平

成 27 年 10 月 5 日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1 番、申請物件が築地の田 3 1 7 m²で、転用目的は貸住宅でございます。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で、第 3 種農地と判断いたしております。

2 番、申請物件が伊倉の畑 1, 3 5 4 m²で、転用目的が太陽光発電施設です。農地区分は、その他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

3 番、申請物件が岱明町の畑、2 5 6 m²で、転用目的が太陽光発電施設でございます。農地区分は上下水道管が埋設され、教育医療機関がおおむね 5 0 0 m 以内にある農地で、第 3 種農地と判断いたしております。

以上、3 件合計 1, 9 2 7 m²を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準の全ての項目に適合するか否か審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案申し上げます。また地元委員さんと同行の上、現地調査を行っておりますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。説明が終わりました。受付番号 1 番より順に担当委員の説明をお願いいたします。

1 番、赤松委員どうぞ。

○5 番（赤松繁之君） 5 番、赤松です。一番上の案件について説明します。申請人は貸住宅 2 棟を建設するもので、場所はマルエイ築地店東の市道脇です。場所が道路よりちょっと低いために盛り土をして建設確認を取りました。それで給水が玉名市の公共上水道を利用し、生活排水及び汚水は公共下水道へ放流という、汚水は市道脇の側溝へ放流するそうです。周囲に農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われる。

以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございます。

2 番、志水委員どうぞ。

○1 2 番（志水武保君） この村田占一さんはですね、現在は熊本市の住所になっておりますけれども、もともと伊倉の方でございまして、お父さんから畑を相続されて今現在、柿の木が植わっております。それで娘が市内の九電工ということでなかなか仕事のほうが間に合わないということで、有効利用ということで太陽光発電を計画ということでございます。雨水といいますか、雨水は自然浸透と、余ったところは両方に道がありますので、道の側溝に流すということで現地調査をいたしました結果、許可相当と考えています。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。

3番、田上委員どうぞ。

○3番（田上 一君） 3番の案件を説明します。場所は大野下駅から南へ1キロぐらい行ったところの大野下の中尾丸というところですか。東と南は道路でブロック塀を高く積み上げてあるし、北と西側は自宅があり、太陽光をされても外部から見られるような場所ではありません。太陽光パネルを84枚据えられるそうです。雨水は南側の側溝に流されるそうですけれども、玉名市の建設管理課とも協議されて許可は得ておられるようでした。また周囲に農地はなく不具合を及ぼすようなことはないので、許可相当と考えました。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。3番については始末書が添付されておるそうでございますので、始末書の朗読をお願いします。

○係長（上村健也君） 始末書。私は農地の用途変更及び転用許可なく、下記の土地の一部を駐車場に転用しました。法を知らずいたしたことで、寛大なる処置をお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。担当委員さんの説明が終わりました。御質問ございませんでしょうか。御質問がないようでございますので、それでは採決に移ります。

農地法第4条、農地の転用許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第65号については許可相当とし、農業会議へ諮問することに決定しました。

次に議第66号農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 7ページをお願いします。議第66号、農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が立願寺の畑331㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断し、次の2番と関連がございます。

2番、申請物件が立願寺の畑85㎡ほか2筆、計253㎡で転用目的が進入路です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断し、先の1番の個人住宅への進入路でございます。

3番、申請物件が築地の田314㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

4番、申請物件が築地の畑1,167㎡で、転用目的は貸資材置場です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

5番、申請物件が山田の畑281㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断しております。

6番、申請物件が大浜町の畑485㎡で、転用目的は整骨院でございます。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

7番、申請物件が大倉の畑2,089㎡で、転用目的は貸太陽光発電施設です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

8番、申請物件が下の田403㎡で、転用目的は農業用機械・器具整備作業場です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断いたしております。

9番、申請物件が玉名の田2,185㎡ほか15筆、計16,929㎡で、転用目的は校舎、体育館、プールです。農地区分は上下水道管が埋設され、教育医療機関がおおむね500m以内に所在する農地で第3種農地と判断いたしております。12ページに譲渡人の一覧表を添付しております。

10番、申請物件が玉名の田1,074㎡ほか1筆、計2,130㎡で、転用目的は建売住宅です。農地区分は上下水道管が埋設され、教育医療機関がおおむね500m以内に所在する農地で第3種農地と判断いたしております。

11番、申請物件が玉名の畑81㎡で、転用目的は進入路でございます。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断いたしております。

12番、申請物件が岱明町の田401㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は都市計画法に規定する用途区域内の農地で第3種農地と判断いたしております。

13番、申請物件が岱明町の畑466㎡で、転用目的は個人住宅でございます。農地区分は市役所支所が300m以内に所在する農地で、第3種農地と判断いたしております。

14番、申請物件が天水町の田1,293㎡で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分はその他農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な代替地がないものと判断しております。

以上14件、合計26,623㎡を御提案申し上げております。申請内容を農地転用許可基準の全ての項目ごとに適合するか否かを審査しました結果、いずれも不都合のないものと判断しましたので、御提案申し上げております。地元委員さんと同行の上、現地調査を行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。ただいま説明が終わりました。受付番号1番より順に担当委員の説明をお願いいたします。なお5番については、申請人が農業委員本人となっており議事参与の制限がありますので、まず1番から4番までと、6番から14番までを審議し、そのあとに5番を審議いたします。

1番、清田委員どうぞ。

○3番（清田順次君） 3番、清田でございます。1番と2番の案件について御説明をいたします。場所は北陵高校の北側というふうなことで、北側にバイパスがあるということで、その北側で、下立願寺の近くでございます。個人住宅2世帯の建築に伴う申請ということでございます。南と西側は現在住宅地になっているというふうなことでございます。北側と東側は畑地でございます。そういう中に東側に40mほど先に市道があるということで、住宅建設予定地には進入するにはそこに市道を、進入のときには市道より2番の譲受人から土地を購入する必要があるというふうなそういう。建設予定地との市道の接続というふうなことと上下水道、汚水等の排水という。いずれは道路を位置指定道路の許可を受けるというふうなことで何ら問題はございませんので、許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。ただいま1番と2番について説明をいただきました。次、続きまして3番、4番が同一委員さんでございますので、赤松委員、どうぞ説明をお願いします。

○5番（赤松繁之君） 5番の赤松です。3番の案件について説明します。申請人はマルエイ築地店東で、先ほど議第65の1で説明した土地の隣で、盛り土して周囲をブロックで囲んで、平屋の一戸建てを建てるそうです。それで給水は玉名市の公共上水の市水、そして配水は公共下水で放流ということで、汚水は浸透枘を設置してオーバーフローしたものは側溝へ放流ということで周りには農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思われれます。

以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。4番、どうぞ。

○5番（赤松繁之君） 4の案件について説明します。申請人は資材置場ということで、場所はナフコの北側でバイパスのちょうど中間地点みたいなところですよ。それで資材置場ということで現状はほとんど現状のままで、草木を刈ってあとはならすだけ

で使用するということで、あとは市からの指導でU字溝をつけてくれという話があったので、U字溝はいけますという話で。だから資材置場ですので生活排水とかはそういう給排水もほとんどないということで、雨水は自然浸透で、余った水は排水溝へ流して市道の側溝へ排水するそうで、それで周囲の農地には影響なく現地調査の結果許可相当と思われます。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。続きまして6番、松本委員どうぞ。

○議長（永田知博君） 荒木さん、どうぞ。

○9番（荒木享二君） 9番、荒木です。6番の案件について説明します。申請人は整骨院をしているとのことですが、生活排水は合併浄化槽で処理後水路へ合流し、雨水は水路へ放流するとのこと。申請地は新大浜橋の東側にあり、国道501号に面した第1種農地です。また事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れはないものと認められることから、許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。それでは7番、森川委員さんどうぞ。

○13番（森川正志君） 13番、森川です。7番の案件について説明します。この案件は太陽光パネルの発電施設があれば、貸したい、普通家と言うなら分譲になるですかね。3区画して大体639枚の枚数で、これを3つに割って、それから貸太陽光をするそうです。639枚で発電パワーは153.36kWということでありませう。近辺民家もなく南斜面ということで、斜面の奥は雑林といいますかそういうやつで、雨水は一応、溜枡をつくって徐々に慣らすということで、何ら問題なく許可相当と思いました。どうぞよろしくお願いします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。続きまして8、9、10、11まで下川委員さん説明をお願いします。

○14番（下川 安君） 14番、下川です。8番について御説明します。これは農業用機械・機具の整備作業場のための所有権移転の申請が上がっております。本件の申請地ですけれども、集落内の農地である自宅の敷地に隣接しております。整備作業するか管理等に非常に便利で、この場所を選定されたということです。農地区分については先ほどありましたように、生産性の低い第2種農地と判断をしております。給水については上水道から、それから雑排水については農業機械・器具等の作業場、それから置場とか駐車場それから通路として使用しますので、汚水の発生はないと思われませう。雨水については自然浸透、それからたまり水は既設の排水管に接続して排水するという計画になっております。

続きまして9番です。9番についてはこれについては玉名市長からの申請で、玉

名市学校規模配置適正化基本計画それから玉名市小中一貫教育推進計画ということに基づいて、玉陵小学校各箇所ですけれども、の校舎、体育館、それからプールを建設するための所有権移転の申請です。申請地につきましては、玉陵中学校内の6校区の代表者が組織する委員会の中で玉陵中学校の敷地を拡張した上で、小学校は形成して設置し、小中一体校とするということが決定をしておりますので、この場所が選ばれております。農地区分については北側の市道に上下水道、それから玉名小学校、玉陵中学校、また新玉名駅が500m以内にありますので、第3種農地と判断されます。給水については上水道から、北側の市道から上水道から。それから排水については、雨水は一時貯留施設を設置して既存排水路に流すと。生活雑排水それから汚水については、下水道に接続するというようになっております。被害防除計画ですけれども、造成中の被害防除については土砂の流出を堆積、崩壊ないように十分配慮するという形になっています。それから造成後の被害防除については、土砂流出が農地との堺に擁壁を設置して整備を進めるという計画になっている様子です。それから建設を予定している建物については、既存校舎の南側に2階建ての小学校校舎それから西側に体育館を建てる計画になっており、日照等の影響については建築基準法の規定はクリアしており、営農上の問題はないと判断をしております。

それから10番について。10番についてはこれは申請者が建売住宅建設のための所有権移転の申請となっております。申請地は周囲に宅地が立ち並んでおり、西側道路、南側道路には上下水道、それから申請地の近くに学校施設、新玉名駅がありまして、また医療機関もありますので個人住宅の建設に適していると判断して選定されたものです。農地区分は市道があり上下水道が敷設されております。それから側に、たまきな幼稚園それから歯科医院がありますので、そういうのが500m以内にありますので、第3種農地と判断されます。土地利用計画は木造平屋建て5棟の計画となっております。給水については上下水道、汚水排水については、下水道に接続ということになっています。雨水については集水枡を設置し、それで放流するというようになっています。被害防除についてですけれども、申請地は北側を水路、東側を農地と宅地、南側を道路、西側を道路、農地に囲まれている場所で、北側、東側にはL型擁壁を設置する。それから西側にはブロック塀を設ける予定となつておりますので、隣の隣地への土砂の流出がないように工夫されております。そういうことで隣地への被害はないと思われれます。

最後に11番ですけれども、11番は進入路設置のための賃貸借権設定の申請となっております。ここは宅地及びそこに建っている住居ですね、住居に公道に出る道路がないため将来のことを考え、この申請地を専用道路として確保するということが申請がされています。農地区分は、生産性の低い第2種農地と判断をしております。

ます。給排水、それから生活雑排水、汚水等については進入道路ということでございますので、そういうことについては問題ないというふうに考えています。以上、4件につきましてはさっき現地調査を行った結果、いずれも転用の立地基準それから一般基準を満たしているというふうに判断されますので、今回の申請は妥当かなというように思います。

以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。続きまして12番、田上委員どうぞ。

○21番（田上 一君） 12番の案件を説明します。本件の譲受人は公務員で、現在アパートに住んでおられて、子供が成長するにつれて手狭になり木造平屋建て個人住宅を計画されたそうです。場所は専大玉名高校の東側の分譲地ですが、東側と南側は道路です。西側に水路が通っていて北側は同じ分譲地ですから農地は関係ありません。この土地には上水道、下水道完備されているので、それに接続するそうです。雨水は南側の道路側溝に流すそうです。また、周囲に農地もなく耕作などに迷惑のかかることはないので、許可相当と判断しました。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。それでは中島委員、どうぞ。

○23番（中島浩輔君） 23番、中島です。13番の案件について説明いたします。申請人は個人住宅を建築されるということです。申請人は地主と親子関係で、その両親の住む家は道向かいにあり申請人の実家でもあります。ここは市役所岱明支所まで120mという距離で300m以内ということで、第3種農地で460㎡です。道路とはL型に接しまして、市の上下水道が通っています。給水は市の上水道を使用し、生活排水は市の下水道を使用するということを計画されています。雨水については雨水枡により側溝に流すということです。隣接する住宅等に何ら被害等はないものと思われ、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。続きまして14番、井本委員どうぞ。

○33番（井本義和君） 33番、井本です。14番の案件につきまして説明します。申立人は太陽光発電施設を設置するということです。生活排水は発生せず、雨水は水路へ放出するということです。申告地は天水支所の北西にあたる第2種農地です。また農業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められます。許可相当と判断しております。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。議第66号の1番から4番、6番か

ら14番までの説明が終わりました。何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○17番（高根政明君） 17番、高根ですけども。ちょっと事務局にお尋ねしたいのですが、聞くも恥、聞かぬは何かということわざがございますけども、恥と申しますが、ちょっとお尋ねしますね。転用目的が進入路とか発電施設ということを書いてありますけども、その右のほうがこれは施設面積ですかね。進入路あたりは施設面積ゼロということでこれは理解できるわけですけども、発電施設の施設面積がゼロということなんですが、発電施設はその施設面積には入らんわけですたいね。発電装置と書いてあるばってんが。発電施設って書いて、施設面積ゼロということを書いてあるとですか。

○係長（上村健也君） ただいまの質問に対して回答いたします。この施設面積というのは太陽光発電施設の場合は、この申請物件の面積を入れるべきところを誤って入にするのをちょっと入力するのを忘れていました。すみませんでした。この太陽光発電施設につきましては、この面積と同じ面積を施設面積ということで記入しております。

○17番（高根政明君） 会長さん、ちょっとよかですか。ほんならば前の議案からずっとゼロよ。こっがばかりじゃなかもん。発電装置入るとじゃ、ゼロでよかた。

○係長（上村健也君） これは去年の議案書ですけども、全部施設の面積は申請物件の面積をとということで今まで運用しております。御質問の7番につきましては2,089㎡、14番につきましては1,293㎡ということでよろしく願います。

○18番（取本一則君） ちょっといいですか。18番ですけど、今言った2,089㎡というのは土地の面積だろ。

○係長（上村健也君） そうです。

○18番（取本一則君） 土地の面積じゃなくて太陽光パネルを設置する面積だから、これに2,000㎡の中に1,900㎡か1,800㎡あるわけだろたい。これは2,089というのはぎりぎり、みっちり、もうみっちり建つとる、してあつとつとばいた。大体の。

○事務局長（福田高広君） 諮問会議にもこの面積で出しております。

○17番（高根政明君） ちょっと会長よかですか。研究して、もう今日はよかたい。

○事務局長（福田高広君） 大変申し訳ございません。昨年度の議案には太陽光の面積は面積イコール施設面積となって、今年ちょっと何月頃からちょっと調べんと分かりませんが、ゼロになってたそうです。以後気を付けてまして施設面積は載せたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（永田知博君） ようございますでしょうか。どうもありがとうございました。

それではほかに御意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見がないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について1番から4番までと、6番から14番までは原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第66号1番から4番までと6番から14番までについては許可相当とし、農業会議へ諮問することに決定しました。

引き続きまして5番の審議に移りますが、申請人が農業委員となっておりますので、農業委員会法第24条並びに玉名市農業委員会会議規則第10条の議事参与の制限に基づき、議員の退席をお願いいたします。

(議員退席)

○議長（永田知博君） それでは5番について、清田委員、説明をお願いします。

○3番（清田順次君） 3番、清田です。5番の案件について御説明いたします。場所は山田神社の北東に位置をしてるといふうなところでございます。譲渡人と譲受人は親子関係といふうなことで、個人住宅の建設に伴う申請でございます。申請地の西側に市道が隣接をしてるといふことです。上下水道は市の埋設管に接続といふことで、雨水は四隅に浸透枡をつくるといふうなことで、地下浸透といふことです。住宅地域にはコンクリートブロック2段を設置するといふことです。土砂等の流出はないようです。何ら問題ございませんので、許可相当でございます。

以上です。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。5番について、ただいま担当委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問ないようでございますので、採決に移ります。農地法第5条、農地の転用許可申請について、5番を原案どおり決定することに異議のない方、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長（永田知博君） ありがとうございます。異議がないものと認め、議第66号5番については許可相当とし、農業会議へ諮問することに決定しました。

次に議第67号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 13ページをお願いいたします。議第67号、農用地利用

集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について、次のとおり決定するものです。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用集積計画案のとおり玉名市長より意見を求められております。今回は16ページから25ページまでの集積でございます。25ページの下のほうで所有権移転が4件の12,294㎡、利用権設定が90件の231,267㎡で合計94件の243,561㎡の集積でございます。農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、御提案申し上げております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。ただいま説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 意見、御質問、ないようでございますので、採決に移ります。農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第67号については原案どおり決定することになりました。

次に議第68号、農用地利用配分計画案の意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 26ページをお願いします。議第68号、農用地利用配分計画案の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見について、次のとおり決定する。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

別紙、農用地利用配分計画案のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は27ページから30ページまでの集計表で、賃貸借が3件、35,064㎡、使用貸借が19件、54,364㎡、合計22件の89,428㎡の計画案のとおり、先の議第67号で決定された農用地利用集積計画の中で、今回の配分計画案を決定することにより、農地中間管理機構より農地を貸し付けるということになります。以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

○18番（取本一則君） 18番の取本ですけど、67号と68号は公社のは関連していると思うんですね。67号で公社がAさんから借り受けて、68号で公社がBさ

んに貸し付けるということですが、これに68号のほうで上がってきてないのは、また次の月のときに発生してくるんですかね。それと、つまり1カ月間公社が握つとるような形になるわけですよ。次の議案に上がって。そのときに67号で今公社がAさんから借りたと、借り受けしたということに、それが途中で1カ月の間に何らかのあれで御和算になったときは、どっかで次の来月の議案にどがんかかかって出てくつとですかね。これはやっぱり戻してくれと、公社に。それはもうなかつたですか、そがんこつは。つまりAさんとBさんが話んできとって、公社が間に入つてないですか、普通一般的には。それが次のBさんのが来月の議案に上がってくる件が何筆かあるわけですよ、これ。

○事務局長（福田高広君） あります、はい。

○主査（田川由香君） 事務局から回答いたします。Aさんから公社に10年間の利用権設定がある以上は、公社からBさんへ不調の場合は、公社が次の相手を見付けることとなります。

○18番（取本一則君） つまりそのほんならBさんにしとったばってん、Bさんがでけんだったけん、どっかCさんかDさんか見付けなんわけたいね。それがいつまでん見付からんだったときは。

○主査（田川由香君） 見つからない場合は、公社から今度はまたAさんのほうに戻されます。

○18番（取本一則君） それはそがんなったときは、次の議案でね、またAさんに戻す議案が出てくるのかなと思って。だつていつまでも抱えちゃおらっさんでしょ。公社は。

○主査（田川由香君） そうです。2年間ということですよ。

○18番（取本一則君） 大体、AさんとBさんが話が出来とつとん中に公社が入つてきとるごた話になつとるわけだけん、書類上はそがんこれになつとるばってん、大体はAさんとBさんが貸し借りばさすけん、間にぽつと入つてしとつとがあるばつてんが、これに次のBさんの名前が出てきなはつとは、来月の議案集に新しく出てくるつていう話だけんね。

○主査（田川由香君） 一応、来月かもしくはその次には出てくると思います。

○18番（取本一則君） その次の月かは知らんばってん。だけん、それが不調に終わったときね。途中で来月なつて、気の変わつたけん俺は貸さんつてBさんがなつたときはそういう。そがんなつと、1カ月、2カ月あつともう前んこつは分からんごつなつたね。あんまだつてん記憶なかごんなつてこれに上がつてきてとか。そやけんそこらあたりば用心してね、ちょっと聞いてみただけだから。

以上です。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。ほかにはございませんか。
(なしの声)

○議長（永田知博君） それでは御意見、御質問もないようでございますので、採決に入ります。農用地利用配分計画案、意見決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○議長（永田知博君） どうもありがとうございます。異議がないものと認め、議第68号については原案どおり意見決定することに決定しました。

-----○-----

5. 報 告

次に報告第22号から24号を一括して事務局に説明を求めます。

○事務局長（福田高広君） 31ページをお願いいたします。報告第22号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理いたしましたので、御報告いたします。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は31ページから45ページまで合計56件、119,332㎡の解約の通知を受理しております。

次に46ページ、報告第23号、農地の形状変更届けについて、下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は、2件の合計1,279㎡の届出を受理しております。

最後に47ページをお願いいたします。報告第24号、許可不要転用届けについて、下記のとおり許可不要転用届を受理しましたので、報告いたします。平成27年10月5日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回は1件の、合計7,411㎡の届出を受理しております。

以上で3件の報告を終わります。

○議長（永田知博君） どうもありがとうございました。報告第22号から24号まで説明が終わりました。何か御質問、御質疑ございませんでしょうか。
(なしの声)

○議長（永田知博君） 質問もないようでございますので、本日予定しておりました議案審議と報告を以上をもって終わりたいと思います。

-----○-----

6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他何か御質問ございませんか。

-----○-----

7. 閉 会

○議長（永田知博君） ありがとうございます。それではその他の質問もないよう
ございますので、今日提案されておりました議案について慎重なる御審議まことに
ありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後3時20分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成27年10月5日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 荒木 享二

農 業 委 員 竹下 宏介